

## 事業評価（案）

評価時点：事前評価

計画名称：国庫補助事業

補助事業（踏切道改良計画事業）

《建設局土木部道路環境課》

## 公共事業評価調書《事前評価・単独事業》

(1) 概要				
事業名	踏切道改良計画事業			
施工場所 (起終点・延長)	<p>■宮原三丁目踏切道 位置：さいたま市北区宮原町3丁目822-4（高崎線大宮駅～宮原駅）</p> <p>■末広踏切道 位置：さいたま市見沼区東大宮2丁目5-2地先（東北本線土呂駅～東大宮駅）</p> <p>■野田線第48号踏切道 位置：さいたま市岩槻区本町3丁目4560-1地先（東武野田線岩槻駅～東岩槻駅）</p>			
目的及び事業概要	<p><b>【事業の目的】</b> 本市では、踏切道改良促進法に基づく国土交通大臣の法指定踏切（課題のある踏切）の計画的な改良に向け、踏切道改良計画書を作成している。本事業は当該計画書に基づき実施するものであり、踏切拡幅による歩道設置等の歩車分離に伴う歩行空間の確保、自動車・歩行者の錯綜解消により安全性及び道路交通の円滑性向上を図るとともに、啓蒙看板設置等を通じたボトルネックの解消を目的としている。</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>■宮原三丁目踏切道 ①現道拡幅：現況幅員：6.9m→計画幅員：9.7m 【車道5.5m、歩道2.0m（片側）、カラー舗装1.6m（片側）】 ②啓蒙看板：自動車及び歩行者に対し、交通量の多い時間帯の迂回を促す。</p> <p>■末広踏切道 ①現道拡幅：現況幅員：6.8m→計画幅員：13.9m 【車道6.0m、歩道2.0m（両側）】 ②啓蒙看板：自動車及び歩行者に対し、交通量の多い時間帯の迂回を促す。</p> <p>■野田線第48号踏切道 ①現道拡幅：現況幅員：6.4m→計画幅員：10.8m 【車道6.0m、歩道2.5m（片側）、カラー舗装1.1m（片側）】 ②啓蒙看板：自動車及び歩行者に対し、交通量の多い時間帯の迂回を促す。</p>			
上位計画等	踏切道改良促進法（国土交通省） さいたま市総合振興基本計画（さいたま市）			
関連事業	-			
事業費		用地費（千円）	工事費（千円）	合計（千円）
	全体事業費	144,000	802,600	946,600
事業の必要性	踏切拡幅による歩道設置等の歩行空間の確保により、自転車・歩行者の錯綜を解消し、歩行者の安全性向上上、道路交通の円滑性向上などの整備効果が期待されることから踏切改良事業は必要である。			
事業の効果	<p>1. 安全性向上 ・踏切拡幅による歩道設置等による歩行空間の確保により安全性向上を図る</p> <p>2. 道路交通の円滑性向上 ・踏切拡幅による歩道設置等の歩車分離により、自動車・自転車・歩行者の錯綜を解消し、適切な走行空間を確保するとともに、迂回を促す啓蒙看板の設置によって円滑化を図る。</p>			
	費用対効果分析等	-		

環境への配慮	・工事箇所近隣への騒音・振動・粉塵発生を抑制し、さらに3R（リデュース、リユース、リサイクル）を意識した工法を選定し、環境に配慮した施工の実施
地域の状況等	・当該踏切は自動車、歩行者の交通量が多いが、幅員が狭く、自動車と歩行者が錯綜している。 ・当該踏切は通学路にも指定されており、児童の通行も多い踏切である。 ・当該事業により、踏切を拡幅することで歩車分離がなされ歩行者の安全性向上及び道路交通の円滑化に寄与する。
事業の課題及び 進ちょく見込み	踏切改良にあたり、鉄道事業者との調整が必要である。また、用地取得が必要な場合があるため、早期の用地協力を得て工事に着手する。 (参考) <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 宮原三丁目踏切道           <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度 踏切道拡幅工事着手</li> <li>令和3年度 踏切道拡幅工事完了予定</li> </ul> </li> <li>■ 末広踏切道           <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度 踏切道拡幅工事着手</li> <li>令和4年度 踏切道拡幅工事完了予定</li> </ul> </li> <li>■ 野田線第48号踏切道           <ul style="list-style-type: none"> <li>今後着手予定</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 宮原三丁目踏切道、末広踏切道           <ul style="list-style-type: none"> <li>防災・安全交付金「生活空間における交通安全対策（防災・安全）」</li> <li>→踏切道改良計画事業補助</li> </ul> </li> <li>■ 野田線第48号踏切道           <ul style="list-style-type: none"> <li>整備計画位置付けなし</li> <li>→踏切道改良計画事業補助</li> </ul> </li> </ul>

担当部局	建設局土木部道路環境課 TEL : 048-829-1490 FAX : 048-829-1988 E-mail : doro-kankyo@city.saitama.lg.jp
------	--

## 参考図面

事業の名称	踏切道改良計画
施工場所	下記案内図参照



(事前評価)

説明資料  
さいたま市  
公共事業評価審議会  
(令和3年度)

# 踏切道改良計画事業

- ・宮原三丁目踏切道
- ・末広踏切道
- ・野田線第48号踏切道

令和3年11月15日

建設局 土木部 道路環境課

# 目 次

- 1 個別補助制度の概要
- 2 計画の位置づけ
- 3 さいたま市踏切道改良事業の概要
- 4 対象踏切道の概要と整備効果
  - (1) 宮原三丁目踏切道
  - (2) 末広踏切道
  - (3) 野田線第48号踏切道
- 5 まとめ

# 1 個別補助制度の概要

## ■個別補助制度について

国の政策を反映すべき重要な事業の推進のため、地方公共団体が実施する道路事業に対して計画的・集中的に支援する制度

⇒令和3年度に踏切道改良計画事業補助制度が創設

## ■制度の目的

### 踏切道改良計画事業補助制度

交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性の確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援を実施。

資料:令和3年度 道路局関係予算決定概要

## ■踏切改良における目的



### 安全性向上

- 踏切拡幅による歩道設置等の歩行空間の確保により、安全性向上を図る。



### 道路交通の円滑性向上

- 踏切拡幅による歩道設置等の歩車分離により、自動車・自転車・歩行者の錯綜を解消し、適切な走行空間を確保するとともに、迂回を促す啓蒙看板の設置によって円滑化を図る。

資料:国土交通省ホームページ

## 2 計画の位置づけ

### ■各種計画の関係

#### 【 国 】

##### 踏切道改良促進法

(昭和36年11月制定 最終改正:令和3年3月)

- 踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に制定
- 改良の必要性がある踏切道を国土交通大臣が法指定
- 法指定された踏切道は令和2年度までに改良を実施するほか、対策が完了しない踏切道は改良計画書を作成することで期限を超えて対策を実施
- 地方踏切道改良計画の作成及び実施にあたり鉄道事業者及び道路管理者は地方踏切道改良協議会を組織し必要な協議を実施可能
- 令和3年3月の法改正により、改めて法指定を受けることで、踏切道改良計画事業補助を活用することが可能

さいたま市内で16箇所の踏切道を法指定  
(平成28年度および平成29年度)

さいたま市内は10箇所で改良計画書を作成  
(令和2年度)

#### 【 さいたま市 】

##### さいたま市総合振興計画基本計画 ⇒市政運営の基本計画

【計画期間】令和3年度～令和12年度

第9章第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ  
施策3 公共交通・生活道路・自転車利用環境の充実  
安全で快適な生活空間を確保するため、生活道路の整備・修繕を進めるとともに、歩車共存道路としての整備や交差点の改良、踏切の拡幅等を計画的に進め、歩道の設置、道路の緑化など、道路環境の向上を図ります。

##### 第11次さいたま市交通安全計画(策定中)

【計画期間】令和3年度～令和7年度

第9章 踏切道の安全確保

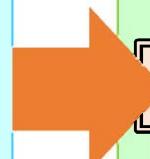
①踏切道の構造改良の推進

②その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置

##### さいたま市における踏切道改良

改良計画書を作成した踏切道を中心に対策を実施

地方踏切道改良協議会(13協議会)



### 3 さいたま市踏切道改良事業の概要



資料:さいたま市

### 3 さいたま市踏切道改良事業の概要(整備事例)

#### 踏切部拡幅による歩道整備(盆栽踏切)

##### ○位置図



##### ○対策前



- 踏切部の幅員が狭く、歩道が設置されていないため危険

##### ○対策後【令和2年度完成】



- 踏切拡幅による歩道設置

#### 踏切部拡幅による歩行空間整備(原市踏切)

##### ○位置図



##### ○対策前



- 踏切内の歩行空間が狭いため危険

##### ○対策後【平成29年度完成】



- 踏切拡幅による歩道設置およびカラーブラックアートにより歩行空間を整備

# 4 対象踏切道の概要と整備効果

## ■対象踏切一覧

番号	踏切道名称	所在区	鉄道	道路種別
1	宮原三丁目	北区宮原町3丁目	JR高崎線	市道30319号線
2	末広	見沼区東大宮2丁目	JR東北本線	市道11011号線
3	野田線第48号	岩槻区本町3丁目	東武野田線	国道122号線

※野田線第48号踏切は今後着手予定

資料:さいたま市



# 4 対象踏切道の概要と整備効果

## (1) 宮原三丁目踏切道

- 当該踏切は宮原駅に近接しており、自動車、歩行者の交通量が多いが、幅員が狭く自動車と歩行者が錯綜している。また、通学路にも指定されており、児童の通行も多い踏切である。
- 当該事業により、踏切を拡幅することで歩車分離がなされ安全性向上及び道路交通の円滑化に寄与する。

### ■ 当該踏切が抱える課題(平成26年度調査データ)

- 踏切自動車交通遮断量: 54,245台・時/日(自動車ボトルネック)
- 踏切歩行者等交通遮断量: 33,271人・時/日(歩行者ボトルネック)
- 踏切道歩道未整備(歩道狭隘踏切)
  - 車道幅員: 6.1m(左道路)、5.5m(右道路)
  - 歩道幅員差: -1.2m(踏切道一踏切左道路)、-1.1m(踏切道一踏切右道路)
- 自動車交通量: 7,534台/日
- 歩行者交通量: 1,178人/日
- 通学路指定有り

### ■ 計画概要

工期: 令和2年度～令和3年度

事業費: 4.9億円

#### 工事概要

①現道拡幅: 現況幅員 6.9m → 計画幅員: 9.7m

【車道 5.5m、歩道 2.0m(片側)、カラー舗装 1.6m(片側)】

②啓蒙看板: 自動車及び歩行者に対し、交通量の多い時間帯の迂回を促す。

### ■ 事業の経緯

平成28年度 法指定を受け安全対策を検討

平成29年度 鉄道事業者と協議

平成30年度 道路設計および地権者と協議

令和元年度 用地買収に着手

令和2年度 踏切道拡幅工事着手

令和3年度 踏切道拡幅工事完了予定

### ■ 位置図と現地写真

#### 詳細



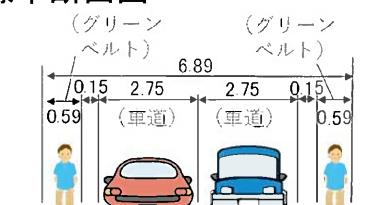
#### 広域



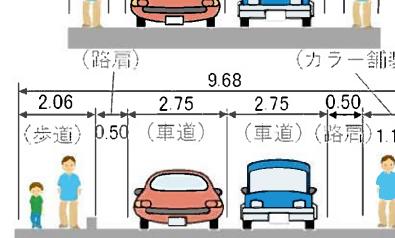
国土地理院電子国土web

### ■ 整備前後の標準断面図

#### 整備前



#### 整備後



単位:m

# 4 対象踏切道の概要と整備効果

## (2)末広踏切道

- 当該踏切は第二産業道路の抜け道となっており、自動車の交通量が多いが、幅員が狭く自動車と歩行者が錯綜している。また、通学路にも指定されており、児童の通行も多い踏切である。
- 当該事業により、踏切を拡幅することで歩車分離がなされ安全性向上及び道路交通の円滑化に寄与する。

### ■ 当該踏切が抱える課題(平成26年度調査データ)

- 踏切自動車交通遮断量:53,865台・時/日(自動車ボトルネック踏切)
- 踏切歩行者等交通遮断量:21,539人・時/日(歩行者ボトルネック踏切)
- ピーク時遮断時間40分(開かずの踏切)
- 踏切道歩道未整備(歩道狭隘踏切)
  - 車道幅員:5.6m(左道路)、5.8m(右道路)
  - 歩道幅員差:-1.8m(踏切度一踏切左道路)、-1.7m(踏切道一踏切右道路)
- 直近5年間において2回以上の事故が発生(事故多発踏切)
- 自動車交通量:6,337台/日
- 歩行者交通量:495人/日
- 通学路指定有り

### ■ 計画概要

工期:令和3年度～令和4年度

事業費:3.5億円

#### 工事概要

①現道拡幅:現況幅員6.8m→計画幅員:13.9m  
【車道6.0m、歩道2.0m(両側)】

②啓蒙看板:自動車及び歩行者に対し、交通量の多い時間帯の迂回を促す。

### ■ 事業の経緯

平成28年度	法指定を受け安全対策を検討
平成29年度～平成30年度	鉄道事業者と協議
令和元年度	道路設計
令和2年度	鉄道事業者と協議
令和3年度	踏切道拡幅工事着手
令和4年度	踏切道拡幅工事完了予定

### ■ 位置図と現地写真

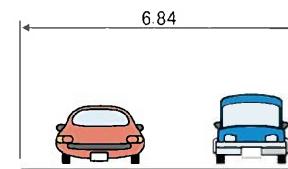
#### 詳細



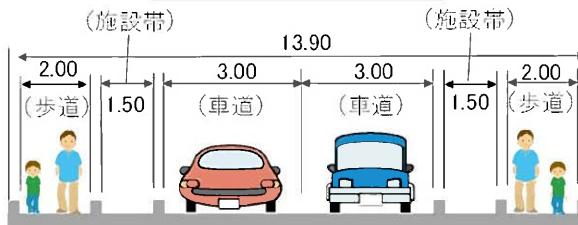
国土地理院電子国土web

### ■ 整備前後の標準断面図

#### 整備前



#### 整備後



単位:m

# 4 対象踏切道の概要と整備効果

## (3)野田線第48号踏切道

- 当該踏切は岩槻駅に近接しており、自動車の交通量が多いが、幅員が狭く自動車と歩行者が錯綜している。また、通学路にも指定されており、児童の通行も多い踏切である。
- 当該事業により、踏切を拡幅することで歩車分離がなされ安全性向上及び道路交通の円滑化に寄与する。

### ■ 当該踏切が抱える課題(平成26年度調査データ)

- 踏切自動車交通遮断量:55,297台・時/日(自動車ボトルネック踏切)
- 踏切歩行者等交通遮断量:38,384人・時/日(歩行者ボトルネック踏切)
- 踏切道歩道未整備(歩道狭隘踏切)
  - 車道幅員:5.9m(左道路)、6.0m(右道路)
  - 歩道幅員差:-2.5m(踏切度一踏切左道路)、-1.2m(踏切道一踏切右道路)
- 自動車交通量:9,534台/日
- 歩行者交通量:4,219人/日
- 通学路指定有り

### ■ 計画概要

工期:令和5年度~

事業費:0.98億円

#### 工事概要

①現道拡幅:現況幅員6.4m→計画幅員:10.8m

【車道6.0m、歩道2.5m(片側)、カラー舗装1.1m(片側)】

②啓蒙看板:自動車及び歩行者に対し、交通量の多い時間帯の迂回を促す。

### ■ 事業の経緯

平成28年度

平成29年度～令和4年度

令和5年度

法指定を受け安全対策を検討

鉄道事業者および地権者と協議

踏切道拡幅工事着手予定

### ■ 位置図と現地写真

詳細

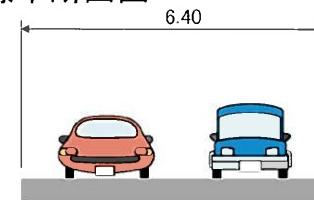
広域



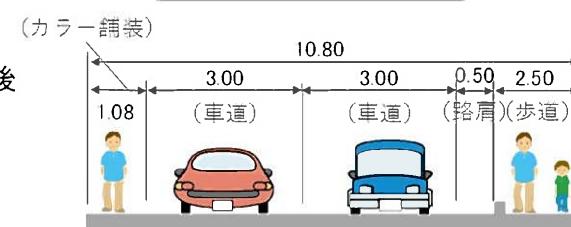
国土地理院電子国土web

### ■ 整備前後の標準断面図

整備前



整備後

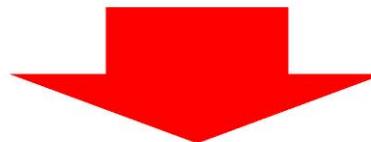


単位:m

## 5 まとめ

当該事業の整備により、

- ・「歩道狭隘」の法指定項目が解消されるとともに、
- ・自動車と歩行者の歩車分離による歩行者通行空間が確保され、歩行者の安全性向上及び道路交通の円滑化に寄与する。



上記の結果から、今後も事業を継続し、事業完了を目指す